

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十二号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第二条関係） 一～十五の二 略</p> <p>十六 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する事項</p> <p>(一) 第二十六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、食品等について検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(二) 第二十八条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、必要な報告を求め、当該職員に臨検検査をさせ、又は食品等の収去をさせること（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。）。</p> <p>(三) 第三十条第二項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員に各営業の施設等の監視又は指導を行わせること（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。）。</p> <p>(四) 第五十五条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、営業の許可をすること。</p> <p>(五) 第五十六条第二項（第五十七条第二項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(六) 第五十七条第一項（第六十八条第一項及び第三項において</p>	<p>別表（第二条関係） 一～十五の二 略</p> <p>十六 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に関する事項</p> <p>(一) 第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、食品等について検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(二) 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、必要な報告を求め、当該職員に臨検検査をさせ、又は食品等の収去をさせること（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。）。</p> <p>(三) 第三十条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員に各営業の施設等の監視又は指導を行わせること（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。）。</p> <p>(四) 第五十二条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、営業の許可をすること。</p> <p>(五) 第五十三条第二項（第六十二条第一項</p>

準用する場合を含む。）の規定による営業の届出を受理すること。

(七) 第五十九条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又はその他営業者に対し必要な処置をとることを命ずること（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。）。

(八) 第六十条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、営業の許可を取り消し、又は営業を禁止し、若しくは停止すること。

(九) 第六十一条（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、営業の施設の整備改善を命じ、又は営業の許可を取り消し、若しくは営業を禁止し、若しくは停止すること。

十七 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）に関する事項

(一) 第七十一条の規定による営業の許可申請書又は届出書の記載事項の変更に關する届出及び許可営業者の地位承継届の記載事項の変更に關する届出を受理すること。

(二) 第七十一条の二の規定による廃業の届出書を受理すること。

十七の二 食品衛生法施行条例（平成十二年秋田県条例第五十四号）に関する事項

十七の三 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和三年秋田県条例第三十号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の食品衛生法施行条例に関する事項

(一) 第五条第二項の規定による食品衛生責任者の設置及び変更

(六) 第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又はその他営業者に対し必要な処置をとることを命ずること（と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。）。

(七) 第五十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、営業の許可を取り消し、又は営業を禁止し、若しくは停止すること。

(八) 第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、営業の施設の整備改善を命じ、又は営業の許可を取り消し、若しくは営業を禁止し、若しくは停止すること。

十七 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）に関する事項

(一) 第七十一条の規定による営業の許可申請書の記載事項の変更に關する届出及び許可営業者の地位承継届の記載事項の変更に關する届出を受理すること。

十七の二 食品衛生法施行条例（平成十二年秋田県条例第五十四号）に関する事項

(二) 第五条第二項の規定による食品衛生責任者の設置及び変更に関する届出を受理すること。

に関する届出を受理すること。

十八・十八の二 略

十八の三 健康増進法施行細則（平成十五年秋田県規則第五十号）に関する事項

(一) 第四条第三項において準用する同条第一項の規定により、特定給食施設の指定を取り消すこと。

十八の四 略

十九 略

二十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）に関する事項

(一) 第十二条第一項（同条第八項）において準用する場合を含む。及び同条第六項の規定による医師の届出を受理すること。

(二) 第十三条第一項（同条第七項）において準用する場合を含む。の規定による獣医師の届出を受理すること。

(三) 第十三条第二項（同条第七項）において準用する場合を含む。の規定による動物の所有者の届出を受理すること。

(四) 略

(七) 第十五条第八項の規定により、当該職員の質問又は必要な調査に応ずべきことを命ずること。

(八) 第十五条第十項の規定により、同条第八項の命令をする理由を書面により通知すること。

(九) 第十五条第十一項の規定により、同条第八項の命令をする理由を記載した書面を交付すること。

(十) 略

(十三) 第三十七条第四項の規定による費用の負担の申請を受理すること（第六条第三項第二号の結核患者の医療に限る。）。

(十四) 略

二十一～二十八の四 略

二十八の五 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する事項

十八・十八の二 略

十八の三 略

十九 略

二十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）に関する事項

(一) 第十二条第一項（同条第六項）において準用する場合を含む。及び同条第四項の規定による医師の届出を受理すること。

(二) 第十三条第一項（同条第五項）において準用する場合を含む。の規定による獣医師の届出を受理すること。

(三) 第十三条第二項（同条第五項）において準用する場合を含む。の規定による動物の所有者の届出を受理すること。

(四) 略

(七) 略

(十三) 第三十七条第三項の規定による費用の負担の申請を受理すること（第六条第三項第二号の結核患者の医療に限る。）。

(十四) 略

二十一～二十八の四 略

二十八の五 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する事項

<p>(一) (二) 略</p> <p>(七) 第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による浄化槽の設置に関する計画の協議について同意すること。</p> <p>(八) (九) 略</p> <p>二十八の六く六十 略</p>	<p>(一) (二) 略</p> <p>(七) (八) 略</p> <p>二十八の六く六十 略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第十六号から第十七号の二までの改正規定及び同号の次に一号を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。